

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成24年度 第3回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
開催日時	平成24年12月4日（火） 18時00分から 21時30分まで
開催場所	別館4階 第3委員会室
出席者	安藤会長・富岡副会長・今西委員・安永委員・原委員・平原委員・ 中委員
欠席者	なし
案件名	1 運営法人の選考方法について 2 運営法人選考審査
提出された資料等の 名称	資料1 枚方市立宮之阪保育所民営化に係る運営法人応募状況 について 資料2 選考審査の手順について 資料3 今後の予定について（案） 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選 考審査表<仮審査表>
決定事項	・運営法人の選考方法等を確認した後、運営法人選考審査（書類 審査）を行った。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含ま れる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	－
所管部署 （事務局）	子ども青少年部 子育て支援室

審 議 内 容

【会長】

どうもこんばんは。12月に入って何かと気ぜわしい気がします。そしてまた、今日は夜分にお疲れのところをお越しいただきましてありがとうございます。本日はちょっと長丁場になると思われまので、早速この選定審査会を始めさせてもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは事務局から本日の会議についての説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

みなさんこんばんは。それでは、はじめに本会議の出席状況につきまして事務局からご報告させていただきます。本日の会議は7人全員の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。続きまして本日の配布資料についてご確認、お願いいたします。まずはじめに次第、続きまして書類の審査一覧表という形で、お配りさせていただいているかと思えます。続きまして資料1といたしまして、枚方市立宮之阪保育所民営化に係る運営法人募集状況について、続いて資料2といたしまして、選考審査の手順について、資料3といたしまして、今後の予定について(案)、資料4といたしまして枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考審査表、仮審査表と同じものでA3判になります。A3判で仮審査表、実際に本日皆様で審査をしていただく時は、こちらのA3をご使用いただきますようよろしくお願いいたします。最後に、各法人から申請のありました枚方市立宮之阪保育所移管に係る提出書類ということで5法人から、提案が今回ございましたので、5法人分を置かせていただいています。なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれておりますので、会議終了後事務局でこれまでと同様に各委員さんごとのドットファイルに保管させていただきたいと思えますので、会議終了後、書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。続いて本日の案件についてでございます。次第に従いましてご説明をさせていただきます。まず、報告1といたしまして、運営法人の応募状況について、案件1といたしまして、運営法人の選考方法について、今一度、ご確認をお願いいたします。最後に案件2といたしまして、運営法人選考について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。それではこれから会議を進めたいと思えます。次第に従いまして、まず報告1ですが、運営法人の応募状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料1をご覧ください。枚方市立宮之阪保育所民営化に係る運営法人募集状況についてでございます。1. 募集期間としまして、10月12日金曜日から11月20日火曜日まで行いました。2. 申込受付期間は11月12日月曜日から11月20日金曜日までです。3.

募集の主な周知方法としまして、平成 24 年 10 月 12 日に枚方市ホームページに枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項を掲載させていただきました。それと枚方市内の社会福祉法人 30 法人に募集要項を F A X で送付しております。それから大阪府内各市に所管する私立保育園に募集要項の周知を依頼しております。それぞれの各市の所管課に周知依頼しております。4. 説明会及び現地見学会としまして、平成 24 年 10 月 21 日曜日に行っております。宮之阪保育所と仮設園舎予定地の見学を行いました。この時の参加法人は 8 法人来ていただきました。5 としまして、応募法人数は皆さん、前に置かれているように、5 法人から応募がありました。6. 応募法人の名前等という所をご覧ください。社会福祉法人名、それから、運営保育所名、定員、所在地、それから備考という順番で読ませていただきます。社会福祉法人 花修会 橋波保育園 150 人 守口市です。現地説明会には参加していただいております。社会福祉法人 銀河 ギンガ保育園 120 人の定員 枚方市です。現地説明会には参加していただいております。社会福祉法人 高柳福祉会 太陽保育園 60 人定員 寝屋川市です。現地説明会には参加していただいております。社会福祉法人 日本コイノニア福祉会 久宝寺まぶね保育園 150 人定員で 八尾市。以下、ご覧のとおりで、現地説明会には参加していただいております。社会福祉法人 江東会 あやめ保育園 150 人定員 寝屋川市、以下ご覧のとおりで、現地説明会には参加していただいております。資料 1 につきましては以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からこの法人応募状況についての説明がありましたがこの点について何かご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告いただいたということで、案件に入っていきたいと思います。それでは案件 1 運営法人の選考方法について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは資料 2 をご覧ください。選考審査の手順についてでございます。第 2 回の審査会でご説明申しあげましたので、簡単に説明させていただきます。まず書類審査です。これは本日 12 月 4 日と次回に行います。皆さんに仮審査をしていただきまして、意見交換をしていただきます。必要があれば、審査表の修正をしていただきながら、採点をしていただきたいと思います。次に 2 のプレゼンテーションです。各法人からプレゼンをしていただきまして、それを皆さんに審査していただきます。それから 3 の運営法人の選考です。この日に決定することになります。プレゼンテーション終了後にその審査を行っていただきます。最終 4 では報告書というところになります。ご審査いただいた結果を報告していただきます。

【事務局】

捕捉でご説明をさせていただきます。書類審査は今回と次の第 4 回ということで、2 日をご用意させていただいております。2 日ですので、今日、審査していただいた内容を次の時に、修正も可能ですので、その中で、審査していただいて、次の第 4 回の時に 1 番の書類審

査のところにあります、仮集計というところで意見交換を一回していただきたいと思っております。その後、プレゼンテーションをさせていただいて、その後にもう一度仮審査、集計した結果を皆さんで意見交換していただき、最後 3 番目の運営法人の選考というところで、本審査をしていただき、そこで最後の集計結果を見ていただき、右横にあります①、②、③の条件が整いましたら、法人が決定します。もしここで、①の例えば、基準点合計を満たしていないとか、②の各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人が選ばれないということになってしまったら、その下の条件を満たしていない場合ということになりますので、もう一度その時は再選考をお願いしたいと思っております。そちらにつきましては、前回皆様にご確認いただいた内容のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

はい。続きまして資料③をご覧ください。今回の審査には 5 法人ということで、多くの法人の審査を行っていただくこととなります。今後の日程も含めまして、本審査の進行の関係から、会長に相談させていただき、資料 3 のとおり、進めさせていただきたいと考えておりますので、皆さんご協力のほどよろしくお願いいたします。まずはじめに、1、本日の第三回会議の進行につきましては、すでに進んでいるんですが、この後、申請書の順番順、受付順に、書類審査を行っていただきます。本日は 3 法人分を予定しています。進め方としましては 1 法人ずつ、まず法人 1 の審査としまして、審査番号の 1~2 までを事務局で読み上げます。順次確認する内容と比較しながら、採点していただきます。3、4 番目の項目になりましたら今西委員から、本日の書類審査に先立ちまして、12 月 3 日に来庁していただき、応募法人の経理等の経営状況についてご確認していただいております。その結果をお教え願いたいと思います。その後各委員のペースで、午後 7 時 15 分を目途に書類審査を行っていただきたいと思います。その際、採点途中でもご質問等がありましたら、随時事務局にお申しつけください。概ね 1 法人あたり 1 時間を予定しております。なお予定時間は進行に合わせて随時変更しますので参考にしてください。同様に同じようなパターンで、2 法人の審査をお願いいたします。資料 3 の 2 の施設見学ですが、これは一応予定としまして 12 月の 10 日と 11 日を予定しております。これは参加希望者のみということで、参加申し込み時に希望時間などを伺っておきまして、法人と調整をしまして、現地集合でご見学いただきたいと思っております。これにつきましては希望される方は 12 月 6 日の午後 5 時 30 分までに子育て支援室の中道までご連絡いただきたいと思います。次に第 4 回会議の次第になります。進行は本日と同じで、4 番 5 番目の 2 法人について説明させていただきます。5 法人目の採点終了後この表の時間でいいです 20 時 55 分から仮集計表を基に意見交換を行っていただきます。また、今回は進行の関係からスケジュールをお示ししておりますが、採点に関しては各委員が適切に採点していただくことを重要と考えています。そのためには書類審査には一定の時間を要すると考えておりますので、本日は 3 件の審査を予定していますが、1 ページの、本日の内容の一番下の備考欄、その前の資料 3 の表側を見ていただきたいのですが、備考欄に書かれておりますように、本日採点が終わらない場合は各委員におかれ

ましてはお忙しい中恐縮ですが、別途お時間をとっていただきまして、全ての法人の採点を次回の12月21日に開催します、4回までの間に市役所でご確認いただきたく思っております。その時に4、5、の法人について、確認したいという方につきましては、ご確認いただけたらと思います。続きまして第5回目の会議の説明というところをご覧ください。5回目につきましては、プレゼンテーションと選考ということになります。予定日としまして12月24日、9時からになります。法人のプレゼンテーションは各法人とも15分間。1番としまして応募の動機目的について2番、代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について、3、保育の質の向上や職員の育成について、4、宮之阪保育所のしくみについてを、保育所整備について、という内容についてお話しいただきます。その後法人への質疑、確認を30分間行います。プレゼンテーションや書類審査で不明な点について確認を行っていただきます。その後、仮審査ということで、10分間で採点していただくこととなります。その第5回目の進め方としましては9時から始まりまして、法人1から順番に法人2、3までを午前中に行い、午後から法人4、法人5と進みます。5までの法人が終わった後で仮審査をしていただきます。一旦休憩をとりまして事務局で集計表を作成しまして、仮集計表を基に意見交換を行っていただきます。その後、本審査に入っていただきます。また事務局で集計をいたしまして、本審査の結果の確認を行っていただきまして最終集約をしていただくというような流れで、進めていきたいと思っております。

【会長】

はい、ありがとうございます。なかなかタイトな予定ですので、大変だと思いますけど、今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは選考方法について、今後の予定も併せて確認することができました。次に、案件2の運営法人の選考審査について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

どれが法人1か、どれが法人2かというのは、資料1に表でお示ししています。資料1の表の順番どおりに採点をしていただきます。あと、本日、目の前の各法人ごとの書類に大きく、1とか2とか、という形で表紙のところに数字を打たせていただいています。その数字が法人1とか法人2ということになっています。併せて本日採点していただく資料にも法人名のところは書いておらず、法人1、法人2という形で統一させていただいておりますので、法人1がどれかといったことは資料1の表、もしくは法人から申請のありました申請書類でご確認よろしくお願いたします。

それでは、法人1としまして、花修会について採点をお願いしたいと思います。ただいま6時20分ですので、終了につきましては7時20分を目途にお願いしたいと思います。また、トイレ休憩等は適宜とっていただければと思います。初めに事務局で確認して確認事項と申請内容が異なる点について、ご説明したいと思います。花修会です。様式4、冊子が前にあると思います。上に1と書いてあるものをご覧ください。

【事務局】

実際に採点を行っていただく前に注意事項を事務局から説明させていただきたいと思っておりますので、今手元にあります、1番の申請書を見ながら、併せて、聞いていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

例えば、今説明がありましたプレゼンテーションと書かれている部分でございますが、仮審査表の、例えば裏面のNo27のところを見ていただきたいのですが、No27の様式7、履歴書、プレゼンテーションということで書かれている部分がございます。こうした部分についてはプレゼンテーションで内容ご確認していただかないと、点数は付けられない部分になってまいります。そのため、この分でプレゼンテーションと書かれている部分については、本日は、書類審査の時には、飛ばしていただけるようお願いいたします。番号3、4につきましては、事前に確認いただいております、今西委員から、経営状態と保育所整備資金、運転資金これらについてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、様式9は各申請書の内容がまとまっているもので、目次代わりに使用していただくとか、後で、内容を振り返る時などにご使用していただければ便利だと思いますのでご活用していただきますようよろしくお願いいたします。また内容等で、不明な点等がございましたら適宜ご質問していただき、専門分野の委員からの見解を聞いていただいたり、事務局からご説明をさせていただきます。さらに、直接採点して文面だけでは判断がしづらい為、法人に確認しないとわからないような点につきましては本日ご指摘いただきましたら、次回のプレゼンテーションの際に、事務局からまとめて質問させていただきます。

併せて、本日お配りしております書類審査について「要点メモ」と、いうものを添付させていただいているかと思っております。まず、これと黄色の1番と書かれております申請書類を併せて見ていただきたいのですが、申請書類を見開いていただきましたら、インデックスを付けさせていただいております。インデックスの種類のご説明ですが、様式の内容が書かれておりましたらそちらを尊重させていただいております。全体的に、青色のインデックス、こちらは今回、提出書類を表しています。提出書類が1番から18番まで種類がございますが、提出書類の様式を青色のインデックスで表わさせていただいております。あと、赤色のインデックスで番号だけのインデックスがあるかと思っております。そちらのインデックスにつきましては、実際に審査していただく先ほどの、仮審査表の47番中のどれが、申請書類のどの部分に相当するののかというのを探していただく時の参考にしていただきましたらということで付けさせていただきました。ですので、中には提出書類の1ページの中に、複数の番号が付いている箇所がございます。表裏という形になっている場合もありますので、そうした場合は、裏面に書かかれているというように見ていただけたらと思っています。探していただく時の目印にさせていただければなと思っています。続いて提出書類の取り扱いにつきまして

は、元々こちらで確認していただきました提出書類 1 番から 9 番については、様式の 1~9 になります。お手元の申請書類の黄色いファイルの様式 9 と書かれているところを見ていただきたいのですが、先ほど事務局から説明させていただきましたが、様式 9 は仮審査表の 1~47 番に沿った内容になっております。全く同じ順番で概要をまとめた内容になっておりますので、もう一度後から、どういうことが書かれていたのかという振り返りで使っただけならと思っております。併せて、審査書類につきましては、1 番から 18 番及び、プレゼンテーションを基に行っていただくんですが、今回、法人の中から、一部こちらからお願いしておりました様式以外の書類が出てきております。今回は事務局でそういう書類については全て取り除いております。どういう書類が出てきたかといいますと、整備の関係のところ図面をつけていただいている法人がございます。図面については元々、全ての法人に付けてくださいということはお願いしていなかったもので、それについてはプレゼンテーションの時に、提出のあった書類をあらためて皆様にお配りさせていただいて、法人からそういう資料を基に説明されるのであれば、説明していただきたいと思っております。そういうことは全ての法人に事務局から説明をさせていただきたいと思っております。次に提出書類の 10 番から 18 番までについては、表にまとめさせていただいております。例えば 10 番から 12 番につきましては、法人の経営、財務関係を表した資料になっております。審査番号でいいますと、3 番とか 4 番の項目に使っていただく書類になると思いますが、どうしても専門的な分野になってまいりますので、また後ほど、今西先生から事前に見ていただいた結果のご意見をいただきたいと思っております。そういったご意見を基に、各委員さんでそれぞれ判断していただいて、点数をつけていただきたいと思っております。あと 13 番から 17 番につきましては、提出のあった法人が運営されている保育所が、どのような法人で、どのような保育所を運営されているのかということを知っていただくための書類になっております。例えば No15 でしたら大阪府で指導監査がございましたが、直近の結果をつけていただいております。ですので、大阪府の監査でどのような指摘があってどのような対応をしているのか、というところを見ていただけたら。法人さんごとにボリュームが異なります。1 法人で複数の保育所を運営されている所は 10 番から 17 番に係る書類が複数園数分用意されてくるということになってきますので、そこが、そういったところでボリュームが異なってくると、いうことになってまいります。で、実際に見ていただく書類についてはどこも同じなのですが、こういう添付書類のところは運営されている園数によって異なりますので、書類のボリュームが異なっていると、いう風にみていただけたらと思っております。最後に 18 番ですけれども、審査していただく時に、13 番の審査項目のところ危機管理とか安全対策のマニュアルとかを見ていただくことになるのですが、審査する時に、確認事項の内容にそれぞれ、ポイントが書かれています。ポイントごとに、付箋を付けさせていただいております。ピンク色の付箋を付けさせていただいておりますので、その箇所を中心に見ていただけたらなと思っておりますのでよろしく願いいたします。採点に係る注意事項といたしまして、仮審査表の確認する内容に、ポイントを書かせていただいております。こうした確認する内容と申請書類の内容を照らし合わせて、どういったことが書かれているのか、確認する内容のことを照らし合わせて、申請書類に書かれているのかということを見ていただい

た時に、確認事項を満たしている場合は1点、確認事項を上回るような内容であれば2点、そういったところを各委員の皆様判断で、付けていただきたいと思っております。中には確認する事項が書かれていないという風に判断された場合は0点ということになります。ただし4番の数字については点数を3倍に、43、44については2倍とすることを前回確認していただいておりますのでそこについては事務局で点数化させていただきます。あと、1点のみの表示のところにつきましては必須事項となりますので、このことが書類の中に、提案の様式の中に書かれていない場合とか、であればそこをチェックすることができないということになってしまいます。また例といたしまして、仮審査表の番号が例えば12番を確認する内容が、スポーツ振興センターの給付制度に加入を予定しているかどうかという項目になっているんですけども、独立法人スポーツ振興センターの給付制度に加入しているだけなら1点、それ以上に、他の保険にも入るといったことがあれば、それ以上の提案ということで2点と判断をしていただけたらなと思っております。例として今のご説明をさせていただいておりますが、審査Noの36、わかりやすい例で言いますと、保育所名、クラス名を引き継ぐことにしているかということを確認する内容になってるんですけども、今回でしたら宮之阪保育所ということなんですが、引き継ぐということが書かれていれば満たしているということで1点ということになりますが、それ以上の提案があればそれ以上と、言うことになると思います。提案事項につきましては提案事項が提案されていれば、それが実現可能な提案であれば、1点で、実現可能でさらに優れているという風に判断していただけたら2点ということで、採点をしていただきたいと思っております。

また、審査No10のところですけども、こちらの確認する内容がニーズがあれば19時を超える延長保育が提案されているかといったこととなります。それぞれ法人さんによっていろんな書き方がございます。そういった状況の中で、皆様判断で、それがいいということであれば2点、最低こういったことが提案されているということであれば1点という形で判断していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今回書類審査は2日に分けておりますけども、2日目に、1日目に説明した分を振り返って、点数を修正していただくとか2日だけでは十分見れないから、その間の日に市役所まで足を運んでいただいて、個別に見て点数をまた修正していただいたりしていただくのは可能です。書類審査は21日まで続くと、思っていたければ結構でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から書類審査の採点や、あるいは今後の予定についての説明がありましたが、皆さん何かご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれより採点を始めたいと思います。初めは採点に慣れるという意味で、事務局から進めていただけないでしょうか。

【事務局】

それでは法人1の花修会について採点をしていただきたいと思っております。開始時間が6時

40分になりますので、終了は7時40分を目途にお願いしたいと思います。またトイレ休憩などは、適宜とっていただければと思います。初めに事務局で事前にチェックをして、確認事項と申請内容が異なる点について、ご説明させていただきます。花修会のチェック内容については、書類の様式4をご覧くださいませでしょうか。2の保育所定員のところをご覧ください。平成27年4月1日時点の定員は120人となっており、0、1・2歳定員の合計数を定員の120人で割りますと47.5%となります。40%を超えていることが確認できました。それから恐れ入りますけれども様式9の2ページをご覧ください。その8番になりますけれども。そこには、懸案内容としまして、0.1.2歳児定員の48.3%確保できるよう設定していますと記述されています。事務局で確認したところ、47.5%ということになっています。次に様式4の4をご覧ください。赤いインデックスの29番を開けてください。赤いインデックスの29番です。29番(1)保育士配置についてというのが真ん中にあると思いますが、その一番下の黒丸のところ、一時預かり事業についてですが、一時預かり事業における保育士の数が記載されていますが、市の条件に一時預かりは今回は入っておりません。法人の独自提案となっております。また一つ前のところにあたる(8)その他提案事項の中にそのような記載がないことから、どういう意味を指しているかということプレゼンテーションの時に事務局から確認する予定です。この部分につきましては延長保育と同様、採点基準の1名の配置を考えているとの記述になっておりますけれども、最低2名の配置が可能であるのかどうか、また同様というのは、需要に応じた人数の配置をする意図であるのかどうかということ、また事務局からプレゼンテーションの時に確認したいと思っております。事前にチェックして気付いたところは以上になります。それでは項目としまして1番から順に、様式9を基本に説明いたしますので、ご覧いただけたらと思います。様式9の1番、要求事項と提案内容というところで、1番の保育所運営方針につきましては、児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内に置いて保育所を11年以上運営する社会福祉法人であり、法人本部を大阪府守口市に設置しております。という提案内容です。続きまして2番目民営化方針提案内容としましては、安心して子供を産み、子育てに喜びを感じることができる社会づくりに少しでも貢献し、これからの社会をになう、子どもたちの成長を願い、社会福祉事業により邁進できればと思い、応募いたしました。という提案内容です。詳細につきましてはその横に確認書類というところで付けさせていただいております。1番と3番につきましては様式1と3をまたご覧いただければと思いますし、2番につきましては様式2をごらんいただければと思っております。1番のところ申請に応じて運営実績が10年以上あるかどうかということがございますけれども、こちらの内容のとおり11年ということは事務局で確認しておりますので、10年を超えているということはまちがいありません。それでは次の番号3、4につきましては、事前に確認いただいております。今西委員から、経営状態と保育所整備資金、運営資金等につきましてご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員】

経営状態等についてはホワイトボードに書いて説明したいので、少しお時間をください。

【事務局】

その間皆様につきましては審査を続けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、見ていてわからない点とか、見方がわからないといった点がございましたら、逐次事務局に言っていただけたらと思います。

【会長】

事項区分で、確認と提案がありますね、それと、この様式 9 の確認事項と確認書類がありますが、その真ん中に提案内容ってありますね、この関係の説明を。というのはこの事項区分で確認するところは確認のために提案内容を読むのか、というところを説明してあげてください。

【事務局】

今、様式 9 の見方でございますけれども確認事項につきましては、今、皆様で採点していただいています審査表の確認事項と同じ内容になっております。確認書類の欄は、例えば 1 番の運営方針や、保育所運営方針のところでしたら、確認書類のところの様式 1 と 3 になっています。提案内容には様式 1 と 3 に書かれている内容を、簡単に書かれた概要が提案内容のところにとまめられているもの、ということになっています。この様式 9 の中で、例えば、2 枚目、2 ページ目のところに網掛けをされている提案事項がございます。そこについては書類の、採点していただく仮審査表のところという提案事項を示しています。要は、様式 9 の網掛けのあるものは選考基準の提案内容ということになります。白色の網掛けの無いところは確認事項の内容が概要として書かれていると、様式 9 の一番上の、ヘッダーの内容が「提案内容」となっていますが、ここが「確認及び提案内容」ということになります。次回から改めたいと思っておりますので今回はそういう内容が両方書かれていると、認識していただければと思っております。

【会長】

委員の皆様よろしいでしょうか。
それでは、時間が来るまでに少しでも進めていただければよろしいかと思えます。

【委員】

よろしいでしょうか。どういうことをチェックさせていただいたかということをご説明させていただきますと、今回 5 法人応募されているということなので、一つ一つ、ナンバーとお名前を付けさせていただいております。①短期支払能力・流動性分析、これは何かというと、これは短期間にすぐに払わなければならないようなお金をすぐに払う力があるかどうかを判断するものです。それで②長期支払い能力これは、長期間お金を払っていくことができる力が法人にあるかどうかを判断するための指標です。固定比率。長期固定適合率、自己消費率この 3 つのご説明をさせていただきたいと思えます。その前に、どのように分析をした

かと簡単に皆様にご説明したいのですが、社会福祉法人さんなので、基本は福祉事業、営利ではないということで、前例としまして、安定してるかどうか、このチェックですね。純粹にさせていただきます。まず、法人がつぶれにくいかどうかを判断する資料をピックアップして、出してまいりました。どこを見るかといいますと、今回はこの青の添付書類1のところの3という資料があります。そちらをご覧ください。添付書類1-3、そこ開いていただきましたら、貸借対照表が出てくると思います。黄色のプリントですね、それから2つ開いていただきましたら、上が貸借対照表、平成24年3月31日、右にお名前ですね。法人名、社会福祉法人花修会。保育所名橋波保育所で、数字が出てきていると思います。添付書類1-3というところをご覧ください。5法人全て同じ方法で行っておりますので、今開いていただいておりますのが貸借対照表と呼ばれる、決算書の一種です。何が載っているかといいますと、平成24年3月31日と日付があると思いますが、直近の決算書で、この時に、法人にどれだけのプラスの財産があるか、借金とかのマイナスの財産があるとか、差し引きしてどれだけあるのかっていうのを表示している決算書の一種です。何が載ってるかといいますと、見ていただいたら向かって左側ですね。これは資産と呼ばれるところで、法人の3月31日現在でプラスの財産がどれだけあるかというのを表示してるのが左の部分。次に表で言うと右上の、記載されておりますまだお金が払えていませんとか、まだ借金が残っているであるとか、ここの数字とかを使って、この法人の財務の分析を行いますが、ここの中でまた少し分かれております。この資産のところには流動資産というところと、固定資産と呼ばれるところに分かれてきております。当年度末とありますよね。資産の部、この真ん中の列ですよね。資産の部、当年度末流動資産というのがありますね。で、固定資産と分かれております。こちらも流動負債と固定負債というものに分かれております。これ簡単に何かと申しますと資産の中でも、この流動資産の数字っていうのは、3月31日から1年以内にお金が入ってくる予定の項目が入っているのがここです。ここは例えば建物であるとか、長期の貸付金であるとか、1年以上お金にならない資産がこちらに載っているこの流動負債。1年以内にお金が出ていく予定の項目が流動負債といいます。で、この固定負債というのは1年以上返さないでいい借金であったりとか、負債が載ってくるのがこの固定負債。このように貸借対照表というのはプラスの財産、マイナスの財産が載っているだけではなくて、1年以内にお金が入ってくるもの、1年以内にお金が出ていく予定のものという風に区分して記載されているのが貸借対照表といわれるものです。これを使って法人の分析をしています。まず、この1番の流動性分析というところ。ここを比較して法人を判断します。どういうことかと言いましたら、3月31日現在で、お金が1年以内に入ってくる予定がここです。ここですね。1年以内にお金が出ていく予定のものがここに全部入ります。1年以内に出ていくお金よりも、1年以内に入ってくる予定が大きい方が借金が返せるので安定的です。それを比較して出すのが流動比率です。ここの(1)として数字を出ささせていただきます。続きまして、長期支払い能力は何をしているかといいますと、次はこの固定資産、それからここの、当然従来であれば、従来保育所であったりとか、他に特養であったりとか経営してるところがあると思いますけれども、今まで経営しているところの建物であったりとか土地というのがここに載ってきてます。何を比較するかというと、こ

こちら側と比較します。別々で説明すると、さっき書かせていただきましたこちらの右側ありますね。負債というのは借金でしたよね。これはこの部分というのは返済、借金なのでここは返済が必要なんです。負債というところで載っているところは、今までの借入金載ってきます。ここはお金を返さないといけないとか、ここはお金を返さなくてもいいところあるとかがわかります。純資産はこれは返済が不要なところ。基金であったり、寄付金として入ってきた分であったり、お金を集めてきた中であっても、返さなくていいものです。これ何を比較しているかといいましたら、この固定資産をどう長期間にわたって使用するものをどうお金を使って買ってきたのかをチェックするのがこの1番2番の話です。この純資産というのはお金を返さなくてもいいお金の集め方をした部分です。この固定負債は1年以上お金を返さなくていい長期間の借金。つまり、固定資産は経営する上においては、必ず返さなくていいお金の集め方と、長い間返さなくていい借金の間で、資金繰りが悪くなっていないかを示す指標がこの1番と2番になります。最後の3番、自己資本比率とは何かと言いましたら集めてきたお金、だから右側に載ってますが、集めてきたお金の中で、純資産、返さなくていいお金がどれだけありますか、というところで、経営状態を見るのが、この自己資本比率。この自己資本比率をみると申し訳ないですけども、先に簡単にどう使っていたかといいかと言いましたら、ちなみにこの①番は、基本的に100%超、必ず100%を超えないと財務状態が悪いということになります。なぜかといいますと1年以内にお金が入ってくる分と、1年以内にお金が出ていくものはイコールでないと借金が返せないよという考え方がありますので、ちなみに今回ご説明させていただいたら、No1のところをみると、平成21年から平成23年にかけて軒並み比率が下がっていています。直近の平成23年では1年以内に返さなければならないお金の3割しか流動資産がない状態、すなわち、短期間に支払う能力がすこし欠けている法人ということが判断できるということになります。その次、見ていただいて、2枚目を見てください。長期固定適合率というところ。No1のところ。平成21年から平成23年にかけて、だんだん数値が上がってきています。2番では数字が高ければ高いほど法人が安定してない。法人の経営状態が悪いということです。(1)の流動比率は高ければ高いほどいい。(2)の①番固定比率と②の長期固定適合率は低い方が優秀です。3番は高い方がいいです。この②ですね。この長期固定適合率は固定資産、建物とか、土地を買うのにあたって122%ということはこの、短期間で払わなければならないお金で固定資産を買ってしまったという状態になっています。②が100%超えているのは、財務状態が非常に悪いということを表している証拠ですので、もしかすると経営的にあまり芳しくないのではないかと。添付書類の2-3を見ていただきたいのですけれども、黄色のプリントのところ、一番下の青い付箋のところ。添付書類2-3黄色のページですけれど、その前のページのところを見てください。添付書類2-3ですね。黄色のページの2-3の一つ前のページのところ監査報告というのがありますが、2-2の一番最後のところですね。ここ見ていただいて、一番右の内容、上の債権債務の状況、3年にわたる借入れが多く、健全な経営がなされていないとあります。今見たら流動比率が必ず数字が落ちてきてます。この資金、長期的な支払能力の状況は良くないのかなあというイメージです。資金的に借入れしているところは独立行政法人からお金を借入れしているので資金の調達はで

きると思いますけれども、この先は少し難しいのではないかと。この法人に関してはそう思われます。なぜ5法人を同時にお話させていただいたかと言いますと、こういう分析の時は3年度分、過年度と一緒に他の同じような法人と比べて使うものなので、比較に使っていただきたいと思います。ただこれは指標なので、法人の大きさは関係ありません。お金の集め方のバランスなどを見るためのものなので、この法人の規模がどれぐらいなのかというところを見ていただくためにNo2の一番下に数字を2つずらっと並べているのですが、この純資産というところと、総資本というところと、この総資本というところを見ていただいたら法人の規模がわかると思います。お金を集めてきたお金の合計があります。規模で言うと、このNo4が圧倒的に多いわけです。運営してる規模は確かにたくさん大きいので、こういうふうになります。法人が大きければ良いわけでもないと思いますけれども、ある程度法人の規模があって、運営するというのはそれなりに安定感があるってことだと思いますので、他のところの状況と比べていただければいいと思っております。もし何か質問がございましたら何でもお答えさせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございました。今のご意見で何かご質問等はありませんでしょうか。

【委員】

見方はこの(1)は高い方がいいんですね

【委員】

そうです。

【委員】

(2)が低い方がいいんですね。

【委員】

そうです。低い方がいいんです。

【委員】

2-2番は低い方がいいんですね。

【委員】

低い方がいいです。

【委員】

3番は高い方がいいということですね。

【委員】

はい。

【委員】

はい。ありがとうございました。

【委員】

言っていないところの補足させてください。基本的に、この数字を出してはいますが、これは法人さんが経理して出しているものなので、当然この法人の大きさであったりとか、その、担当者の技術的な問題もありますので、あまり解らず作っていた場合は数字が違ってくる場合もあります。でも短期の率は少し低いですが、そういうことをあまり考えずに経理されている場合もあります。しかし絶対のものというのは難しいかと思います。あと、No2の②なんですけれども、これは基本100%以下ではないと問題のある指標なので、No1以外は全て下回っているという状態ですね。返さなくていいお金と、長期間返済を待ってもらえるお金のうちで、高い買い物をしていらっしゃる場所ですので、お金の使い方としては問題の無い使い方をしていらっしゃるというイメージ。No1だけが少し問題が出てきているのかなあというイメージと印象を受けています。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。参考にさせていただいて。採点を続けてください。

【事務局】

本来でしたら法人1の予定時間を19時40分を予定していますが、先ほど今西委員から、専門的な部分について、丁寧な説明をしていただきました。また、全体的な資料も今回まとめてきていただいておりますので、そういった資料を各委員さんごとに、見ていただくということで本日予定しておりました法人2と法人3個々の説明を省かせていただくということで、法人1の予定時間を19時50分までにさせていただいて、あと法人2と法人3は、予定を1時間予定しておりましたけれども、10分ずつ短縮させていただいて、書類審査していただくということでもよろしいでしょうか。

【会長】

みなさんよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【事務局】

ありがとうございます。そうしましたら、法人1につきましては、予定を延長しまして、

19時50分まで、お願いいたします。また15分前になりましたら事務局から合図をさせていただきます。

【事務局】

それでは残り15分になりました。何か質問がございましたら適宜おっしゃってください。

【委員】

すみません29番なんですけど、1歳児の配置は、どこで確認できるのでしょうか。

【事務局】

ここでは直接のことが触れていませんので、またプレゼンテーションの時に事務局から質問させていただきます。

【委員】

こういった場合どうしたらいいのでしょうかね

【事務局】

不明な場合は空白にしておいてください。

【事務局】

先ほどの29番につきましては、様式9の、No29には提案内容として書かれています。そちらも参考にしながら、書いていただけたらと思っております。直接様式4が書かれていませんが、様式9にはその旨書かれています。

【事務局】

すみません、それではそろそろ50分に差し掛かろうとしております。それでは次以降の法人さんにつきましては、40分ずつでお願いしたいと思っております。その代わり、もう、事務局からの説明は、今西委員からの説明についても含んで、省略させていただきたいと思っております。ちなみに法人2につきましては10年以上の条件ですけれども、こちらもクリアしておりますので、ご報告させていただきます。あと法人2につきましては、指摘事項、事務局で目を通させていただいた時の間違いということも特にございませんでした。そのまま続けていただけたらと思っております。法人1がまだという場合は、申し訳ありませんが、また後ほどに採点いただくか、各委員のお時間の中で、別の日に事務局と調整していただいて続きの採点をしていただけたらと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

【事務局】

2法人目が残り10分になりましたのでお知らせします。またご質問等がありましたら適

宜お聞きいただけたらと思います。

【事務局】

そろそろ法人2の終了時刻になろうとしております。採点残っているようでしたら申し訳ございませんけれども、後ほど続きしていただく等、よろしくお願い申し上げます。

続きましてですね、法人3の、高柳福祉会の採点に移りたいと思います。高柳福祉会にしましては、終了時刻は21時10分をお願いしたいと思います。1番目の法人さんと同じようにですね、まずは事務局にて事前に確認した中で、気付いた点について説明させていただきたいと思います。法人3を皆さんご覧ください。様式4をお開けください。様式4の保育所運営についての(2)番、保育所定員についてのところでございます。(2)保育所定員の1番下のところ、定員設定の考え方についてのところでございますけれども近年、育児休暇を取られる保護者が多くて、育児休暇明けからの入所に対応するため、1歳児の定員設定を多くしました。乳児の割合が41%となりますとありますけれども、平成27年4月1日時点の120人定員の算出では43%となりますのでお知らせいたします。また、同じページの下の(4)番、保育所休所日については日曜日、祝日、12月30～1月4日としますとありますけれども、募集要項では、日曜日、祝日、12月29日から1月3日としてありますので、プレゼンテーションの時にその場で事務局から確認させていただきたいと思います。事前確認の中で気付いた点につきましては以上です。また続けて採点お願いいたします。

【委員】

今のお話で行くと、ここでいう乳児というのは2歳までが乳児、ということなんですか。

【事務局】

ここでは0、1、2までということです

【委員】

よくわかりました。

【事務局】

後、今皆さん採点中でございますけれども、様式5を見ていただけますでしょうか。施設整備に関する提案を書いていたところでございます。様式5の中で、この法人さんだけ様式5の中に図面を書かれています。図面につきましてはあくまでも今は参考と見ていただきたいと思います。今後、開発、建築の確認とか、そういったところで、このとおりになるかというのはまだわかりませんし、仮設園舎の部分も、次の様式5の2のところを書いていただいているのですけれども、各条例関係の中で、場所もですね、このとおりになるのかなどは定かではありませんので、あくまでも参考という形で取っていただけたらと思います。

【事務局】

3 法人目の残り時間が 10 分になりました。ご質問等ありましたら、お答えさせていただきますけれども、財務関係とか、経営状況とか、その点に関しまして、今西委員から包括的なことで、何か補足的なことがありますでしょうか。

【委員】

先ほど簡単にご説明させていただきましたが、最後にコメントだけさせていただきたいと思います。この使い方なんですけれども、この 1 枚目ですね、2 枚目、No2 の上の②というところをご覧いただきたいんですけども、2 枚目、No2 の、固定比率適応率は、先ほどご説明させていただきましたとおりですけれども、この社会福祉法法人さんが事業を起こされるにあたってお金を集めてきた分の中で、この純資産、返さなくていいお金という分と、長期間返済しなくていいお金、長期借入金であるとか、このお金の範囲内で、土地とか建物とかの大きな買い物していただいているのを見るための資料ですけれども、これをご覧になっていただいたら、No2～No4 までが、直近の 23 年度を見ていただいたらわかるんですけども、みんな 100%切ってます。切っているということは、なかなか返さなくてもいいお金で資産取得していただいていますので、長期的に見て財務的なバランスはこの時点で、4 つとも悪い数字ではありません。先ほど申しましたとおり社会福祉法人は課税されませんので、お金が貯まりやすい性質があります。100%切れてきているところでまず問題はありますが、あえて、もし、どれがいいという話になってきたら、①のところに戻っていただきまして、(2)の 1 番、固定比率を見ていただきましたら、ここの使い方ですけれども、100%切ってるということでしたら、この純資産、返さなくてもいいお金の中で、固定資産、土地と建物を買っていただいちゃるということになりますので、すなわち、借金に頼っていらっやらないという状態です。例えば、No.3 は 100%切ってきていらっやいますので、この返さなくていいお金ですよ、保証金とか、いままで貯まって来たお金、利益が上がって来て、貯まって来たお金の中で、土地、建物を取得していらっやる。ですので、返済に急務する可能性は少ないのではないかなと、返すのに苦しめることはないのではないかなと思います。ちなみに No.2 と No.5 で 120%、118 というのも、もし、一般の企業さんの数字であれば、かなりもう素晴らしい数字です。個人的な見解としまして、2、3、4、5、というのが優かなと思います。もし、あえてどれがいいって話になってしまうのであれば、先ほども少しお話しましたが、No1 は少し具合悪いと思います。No2 と No5 が良ぐらい、全然悪くないです。悪くないですけれども、あえて差を付けさせていただくとすれば良ぐらい。No.3 と No.4 は優れていると私の個人的なイメージで点数を付けさせていただきますと思います。あえて差をつけるのであればということで、まあこの 1 番目の固定比率っていうところを使っただけであればと思います。以上です。何かあればまた次回でも結構ですので聞いていただければ。

【事務局】

ありがとうございます。

【副会長】

すみません、ちょっと今のことも関係するのかなあと思ったんですが、9の4番目保育所整備資金・運転資金とあるところで、要は施設整備で資金確保ができていくかどうかというところなんですけれども、積立金の取り崩しているところなんですけれども、要は十分な資金力があるという現れというような理解でよろしいんですよね。

【委員】

金額的にかなり資産をお持ちですので、取り崩しに関しては問題ないと思います。

【事務局】

それではそろそろ終了の時間になろうとしております、会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

みなさんどうもお疲れさまでした。よろしいでしょうか。そろそろ予定しておりました時間になってまいりました。皆さん何か、採点してみて、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。かなり皆さんお疲れのようですので、本日はいったんこれで会議を終了したいと思います。なお、次回は12月21日の金曜日、午後6時30分から、場所は隣でいいんですか。場所は隣の第二委員会室で行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。本当に慣れない中で、採点していただきましてありがとうございました。本日このままこの部屋を使うことが出来ます。もし、まだ、もう少しという方がいらっしゃいましたら、また、言っていただけたらと思います。後日でもかまいませんので、また事務局に適宜ご連絡いただけましたらと思いますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

【各委員】

お疲れさまでした。